

有価証券時価情報

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	2019年3月31日		2020年3月31日	
	当期の損益に含まれた評価差額		当期の損益に含まれた評価差額	
売買目的有価証券	0		0	

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2019年3月31日			2020年3月31日		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	4,030	4,036	6	1,030	1,031	1
	小計	4,030	4,036	6	1,030	1,031	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	16,954	16,915	△38	19,058	18,993	△65
	小計	16,954	16,915	△38	19,058	18,993	△65
合計		20,985	20,952	△32	20,088	20,025	△63

3. 子会社株式及び関連会社株式等

時価のある子会社株式及び関連会社株式等は該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2019年3月31日	2020年3月31日
子会社株式	5,939	5,939
関連会社株式	41	41
組合出資金	595	701
合計	6,576	6,682

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2019年3月31日			2020年3月31日		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	33,805	13,141	20,663	27,149	9,314	17,834
	債券	440,503	432,541	7,961	288,585	283,603	4,981
	国債	118,895	115,361	3,534	83,794	81,522	2,271
	地方債	145,930	144,053	1,876	105,916	104,791	1,125
	社債	175,678	173,127	2,550	98,875	97,289	1,585
	その他	68,478	67,065	1,412	41,116	40,170	945
	小計	542,787	512,749	30,037	356,851	333,088	23,762
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	10,839	13,283	△2,443	10,784	13,678	△2,893
	債券	8,411	8,441	△30	121,216	121,713	△497
	国債	—	—	—	2,017	2,019	△1
	地方債	3,769	3,792	△22	30,140	30,238	△97
	社債	4,641	4,649	△7	89,058	89,455	△397
	その他	76,017	77,859	△1,841	108,394	114,137	△5,743
小計	95,268	99,583	△4,315	240,395	249,529	△9,133	
合計	638,055	612,332	25,722	597,246	582,618	14,628	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	2019年3月31日	2020年3月31日
株式	1,704	1,692
その他	982	1,148
合計	2,686	2,840

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	
社債	売却原価	330	648
	売却額	333	654
	売却損益	3	6

(売却の理由) 私募債の買入消却であります。

有価証券時価情報

6. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

		2018年度	2019年度
その他有価証券	売却額	78,438	31,143
	売却益	9,025	2,308
	売却損	695	1,023

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含めて開示しております。

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

<2018年度>

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期における減損処理額は614百万円（うち、株式614百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

- ア 期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合
- イ 期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合
 - ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
 - ② 発行会社が債務超過
 - ③ 発行会社が2期連続の赤字決算

<2019年度>

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当期における減損処理額は1,053百万円（うち、株式1,053百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

- ア 期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合
- イ 期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合
 - ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
 - ② 発行会社が債務超過
 - ③ 発行会社が2期連続の赤字決算